

不審電話に必ず注意ください!!



健康推進課 お知らせ

お問い合わせ
☎63・3801

近年、高齢者の方を狙った不審電話が多発しており、中でも、ATM(現金自動預払機)を使ってお金を振り込ませようとする事例が最も多くなっています。被害に遭われた方の手口は、下記のような内容です。

役場職員や、後期高齢者医療広域連合の職員が、医療費・保険料の還付手続き等について、電話によりATMでの手続きをお願いするようなことは絶対にありません。



電話で、『医療費や保険料の還付金がある』と言ったり、『還付通知書を送っているけど内容は確認しますか?』と言ってくる。

携帯電話の番号やキャッシュカードの有無を聞かれ、『還付手続の期限が今日までだから急いで近くのATMのある銀行・コンビニエンスストア・スーパー等へ行ってください』と言葉巧みに誘導し、入金させる。

県内においても不審電話は発生しています。このような内容の電話がかかってきたら、手続きをする前に、健康推進課(☎63・3801)または和歌山県後期高齢者医療広域連合(☎073・428・6688)まで。

もしも被害に遭ってしまったら、必ずお近くの警察署へ被害届を出してください。

★御坊警察署

(☎23・0110)

徘徊高齢者位置検索サービスについて

要介護認定を受けている在宅の認知症高齢者が屋外で徘徊したときに、早期に見つける位置情報検索(GPS)システムを活用し、事故防止など家族の介護負担の軽減を図るため、次のサービスを行っています。申請手続き後に利用が決定されれば加入料や月額基本料金は日高町が負担します。(ただし、現場急行サービスや機器を紛失した場合利用負担です。)

利用対象者

- ・町内に住所を有し、かつ、当町の被保険者であり介護保険法に規定する要介護又は要支援に該当し、徘徊高齢者を在宅で介護している家族等
- ・介護保険料の滞納が無いこと

事業実施まで

①役場健康推進課で申請手続きをします。印鑑、利用者の通帳、機器を装着される方の身体特徴が分かるようにして来てください。

②申請後に利用決定のあった認知症高齢者のいる世帯に位置情報端末機(携帯用小型)を配付し認知症高齢者に装着します。

③屋外での徘徊により所在不明になった際、家族等が位置検索を契約位置情報提供事業者に依頼します。

④依頼を受けた位置情報提供事業者が位置検索した情報を電話及びインターネット等により提供します。

多剤服薬について

必要量より多くの薬を服薬することや、複数の薬を同時に服薬することで、効果がすぎてしまったり、めまいや低血圧などの悪影響が起ります。

このようなトラブルを未然に防ぐために『おくすり手帳』を作り、病院や薬局に持参しましょう。また、『おくすり手帳』を複数お持ちの方は、一冊にまとめてください。



住民福祉課
お知らせ

お問い合わせ
☎63・3800

児童手当制度を よく知ですか？

●支給対象

0歳から15歳(中学校修了前)までのお子さまを養育されている方に支給されます。

お子さまが児童福祉施設等に入所されている場合、このお子さまのご両親は児童手当を受けることが出来ません(施設設置者が受給者となります)。

●支給月

原則として、毎年度の6月、10月、2月にそれぞれの前月分までの手当を支給します。

●支給額

区分	所得制限以下の 場合 (月額)	所得制限を超える 場合 (月額)
0～3歳未満	15,000円	5,000円 (一律)
3歳～小学校修了前	第1子・第2子 10,000円 第3子以降 15,000円	
中学生	10,000円	

※児童の人数(第○子)は、18歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童の中で数えます

●届出が必要なとき

- ・支給対象となるお子さまが増えた、もしくは減った
- ・受給者、もしくは養育しているお子さまの住所や氏名が変わった
- ・受給者が公務員になった、もしくは公務員でなくなった
- ・振込口座を変更した(受給者名義の口座に限ります)

人権相談・行政相談。 心配ごと相談合同 相談所開設のお知らせ

1月18日(月)、人権相談・行政相談・心配ごと相談の合同相談所を、日高町保健福祉総合センター12階会議室で午後1時から4時まで開設します。

相談は無料で、秘密は固く守られますので、お気軽にご利用ください。

相談員は、社会福祉協議会会長・副会長、民生児童委員、人権擁護委員、行政相談委員の方々です。

詳しくは、日高町社会福祉協議会(☎63・2751)まで。



野焼きは法律で 禁止されています

「近所でごみを燃やしていて、煙で困っている」「ごみの焼却で灰や燃えかすが、田んぼに入って困る」などの苦情が多く寄せられています。

家庭でのごみの焼却は、近隣の人に迷惑を掛けるだけでなく、ダイオキシン類発生や火災の危険など、さまざまな問題となっています。

ドラム缶・ブロック囲い・素ぼりの穴を利用したものや、法で定められた構造基準を満たしていない焼却炉などによる焼却は、法律で禁止されています。

家庭ごみは焼却せずに、決められた収集日に分別して出してください。

農林漁業を営むためのやむを得ない焼却などは、法律で例外的に認められています。焼却量や時間帯、風向きなどを考慮しましょう。

